

介護サービス事業者賠償責任保険（特定感染症対応費用担保特約条項（介護サービス事業者特別約款用））

改定前	改定後
<p style="text-align: center;"><u>特定感染症対応費用担保特約条項（介護サービス事業者特別約款用）</u></p> <p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>（1）当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、サービス利用者が施設において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症 <u>もしくは指定感染症</u>（同法が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、） <u>または新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）以下同様とします。）</u>を発症したこと（以下「事故」といいます。）について、<u>記名被保険者が次のいずれかの費用</u>を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、新型コロナウイルス感染症を除く感染症については、その発症について保健所その他の行政機関に届出または報告等が行われた場合に限り、</p> <p><u>① 消毒費用</u></p> <p><u>② 検査費用</u></p> <p><u>③ 予防費用</u></p> <p><u>④ 通信費用</u></p> <p>（2）当社は、<u>記名被保険者が</u>保険証券記載の保険期間中に事故 <u>を認識した</u>場合に限り、保険金を支払います。</p>	<p style="text-align: center;"><u>特定感染症対応費用担保特約条項（介護サービス事業者特別約款用）</u></p> <p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>（1）当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、<u>次の事故（以下「事故」といいます。）</u>について、<u>保険証券記載の記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）</u>が必要かつ有益な消毒費用、検査費用、予防費用または通信費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。</p> <p><u>① サービス利用者が施設において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症または指定感染症（同法が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、）の病原体に感染したこと。ただし、その感染について保健所その他の行政機関に届出または報告等が行われた場合に限り、</u></p> <p><u>② 新型コロナウイルス感染症の病原体に感染した者（医師により陽性診断された者をいい、施設に滞在または接触した後に医師により陽性診断された場合を含みます。ただし、（3）表中アの条件に該当する場合は、医師により陽性診断される前に感染の疑いがある状態で、施設に滞在または接触した事実を記名被保険者が最初に認識した時からその日を含めて14日以内に医師により陽性診断された者に限り、感染した者に含まれるものとします。以下同様とします。）が、施設に滞在または接触したこと。</u></p> <p>（2）当社は、保険証券記載の保険期間中に事故 <u>が発生した</u>場合に限り、保険金を支払います。</p> <p><u>（3）（1）に規定する事故は、それぞれ下表の時に事故が発生したものとみ</u></p>

介護サービス事業者賠償責任保険（特定感染症対応費用担保特約条項（介護サービス事業者特別約款用））

改定前	改定後									
	<p><u>なします。</u></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1144 252 1294 347"><u>(1)①の事故</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1317 252 2056 347"><u>サービス利用者が感染したことを記名被保険者が最初に認識した時</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 355 1294 443"><u>(1)②の事故</u></td> <td data-bbox="1317 387 1675 667"> <u>ア. 感染した者が医師により陽性診断される前に、記名被保険者が消毒費用、検査費用、予防費用または通信費用を負担した場合</u> </td> <td data-bbox="1686 387 2056 667"> <u>感染した者が、医師により陽性診断される前に感染の疑いがある状態で、施設に滞在または接触した事実を記名被保険者が最初に認識した時</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1317 675 1675 954"> <u>イ. 感染した者が医師により陽性診断された後に、記名被保険者が消毒費用、検査費用、予防費用または通信費用を負担した場合</u> </td> <td data-bbox="1686 675 2056 954"> <u>施設に滞在または接触した感染した者が、医師により陽性診断された事実を記名被保険者が最初に認識した時</u> </td> </tr> </table>	<u>(1)①の事故</u>	<u>サービス利用者が感染したことを記名被保険者が最初に認識した時</u>		<u>(1)②の事故</u>	<u>ア. 感染した者が医師により陽性診断される前に、記名被保険者が消毒費用、検査費用、予防費用または通信費用を負担した場合</u>	<u>感染した者が、医師により陽性診断される前に感染の疑いがある状態で、施設に滞在または接触した事実を記名被保険者が最初に認識した時</u>		<u>イ. 感染した者が医師により陽性診断された後に、記名被保険者が消毒費用、検査費用、予防費用または通信費用を負担した場合</u>	<u>施設に滞在または接触した感染した者が、医師により陽性診断された事実を記名被保険者が最初に認識した時</u>
<u>(1)①の事故</u>	<u>サービス利用者が感染したことを記名被保険者が最初に認識した時</u>									
<u>(1)②の事故</u>	<u>ア. 感染した者が医師により陽性診断される前に、記名被保険者が消毒費用、検査費用、予防費用または通信費用を負担した場合</u>	<u>感染した者が、医師により陽性診断される前に感染の疑いがある状態で、施設に滞在または接触した事実を記名被保険者が最初に認識した時</u>								
	<u>イ. 感染した者が医師により陽性診断された後に、記名被保険者が消毒費用、検査費用、予防費用または通信費用を負担した場合</u>	<u>施設に滞在または接触した感染した者が、医師により陽性診断された事実を記名被保険者が最初に認識した時</u>								
<p>第2条（用語の定義）</p> <p>この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="114 1118 320 1166">用語</th> <th data-bbox="320 1118 1081 1166">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="114 1166 320 1457">消毒費用</td> <td data-bbox="320 1166 1081 1457">感染症の蔓延または再発を防止するために対象施設の消毒ならびに対象施設に備え付けられている什器備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、<u>当会社が必要と認めたもの</u>をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	消毒費用	感染症の蔓延または再発を防止するために対象施設の消毒ならびに対象施設に備え付けられている什器備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、 <u>当会社が必要と認めたもの</u> をいいます。	<p>第2条（用語の定義）</p> <p>この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 1118 1328 1166">用語</th> <th data-bbox="1328 1118 2078 1166">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 1166 1328 1457">消毒費用</td> <td data-bbox="1328 1166 2078 1457">感染症の蔓延または再発を防止するために対象施設の消毒ならびに対象施設に備え付けられている什器備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	消毒費用	感染症の蔓延または再発を防止するために対象施設の消毒ならびに対象施設に備え付けられている什器備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用をいいます。	
用語	定義									
消毒費用	感染症の蔓延または再発を防止するために対象施設の消毒ならびに対象施設に備え付けられている什器備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、 <u>当会社が必要と認めたもの</u> をいいます。									
用語	定義									
消毒費用	感染症の蔓延または再発を防止するために対象施設の消毒ならびに対象施設に備え付けられている什器備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用をいいます。									

介護サービス事業者賠償責任保険（特定感染症対応費用担保特約条項（介護サービス事業者特別約款用））

改定前		改定後	
検査費用	<u>記名被保険者の使用人またはサービス利用者</u> 1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出したものを除きます。	検査費用	<u>次のいずれかに該当する費用をいいます。</u> ア. <u>サービス利用者または介護サービス事業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（用語の定義）「被保険者」の定義中のイもしくはウ（以下「サービス利用者等」といいます。）</u> 1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を <u>医師</u> が診断するために支出した医療費および交通費等の費用。ただし、 <u>医師の</u> 診断後に支出したものを除きます。 イ. <u>サービス利用者等のうち、新型コロナウイルス感染症の病原体に感染した疑いがある者を対象に、その感染の有無を判定するために支出した検査費および交通費等の費用をいいます。ただし、医師が診断するために支出したものを除きます。</u>
予防費用	<u>記名被保険者の使用人またはサービス利用者</u> への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費のうち、 <u>当社が必要と認めたもの</u> をいいます。	予防費用	<u>サービス利用者等</u> への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費をいいます。
通信費用	親族に対する事故の連絡に要した郵便代等の費用をいいます。	通信費用	親族に対する事故の連絡に要した郵便代等の費用をいいます。
		新型コロナウイルス感染症	<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告された感染症をいいます。</u>
親族	サービス利用者の3親等以内の親族または後見人をいい、それらの者の代理人を含みます。	親族	サービス利用者の3親等以内の親族または後見人をいい、それらの者の代理人を含みます。
第3条（責任の限度） （1）当社は、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害の額が保険証券		第3条（責任の限度） （1）当社は、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害の額が保険証券	

介護サービス事業者賠償責任保険（特定感染症対応費用担保特約条項（介護サービス事業者特別約款用））

改定前	改定後												
<p>のこの特約条項の欄に記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。</p> <p>(2) 当社が支払う(1)の保険金の額は、保険証券のこの特約条項の欄に記載の支払限度額を限度とします。</p>	<p>のこの特約条項の欄に記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。</p> <p>(2) 当社が支払う(1)の保険金の額は、保険証券のこの特約条項の欄に記載の支払限度額を限度とします。</p>												
<p>第4条（1事故の定義）</p> <p>同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または発症者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、<u>記名被保険者が</u>最初の事故を<u>認識</u>した時にすべての事故が発生したものとみなします。</p>	<p>第4条（1事故の定義）</p> <p>同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または感染した者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が<u>発生</u>した時にすべての事故が発生したものとみなします。</p>												
<p><u>第5条（読替規定）</u></p> <p><u>(1) この特約条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">普通保険約款の規定</th> <th style="text-align: center;">読替前</th> <th style="text-align: center;">読替後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>第5条（保険責任の始期および終期）（3）、第10条（通知義務）（4）および（7）ならびに第18条（重大事由による解除）（3）</u></p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>発生した事故</u></p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>記名被保険者が認識した事故</u></p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>第6条（告知義務）（3）③</u></p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>事故による損害の発生前</u></p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>記名被保険者によって事故が認識される前</u></p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>第6条（4）、第10条（4）および（7）ならびに第18条（3）</u></p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>事故による損害の発生後</u></p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>記名被保険者が事故を認識した後</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) この特約条項においては、保険料に関する規定の変更特約条項（以下「変更特約」といいます。）を下表のとおり読み替えます。</u></p>	普通保険約款の規定	読替前	読替後	<p><u>第5条（保険責任の始期および終期）（3）、第10条（通知義務）（4）および（7）ならびに第18条（重大事由による解除）（3）</u></p>	<p><u>発生した事故</u></p>	<p><u>記名被保険者が認識した事故</u></p>	<p><u>第6条（告知義務）（3）③</u></p>	<p><u>事故による損害の発生前</u></p>	<p><u>記名被保険者によって事故が認識される前</u></p>	<p><u>第6条（4）、第10条（4）および（7）ならびに第18条（3）</u></p>	<p><u>事故による損害の発生後</u></p>	<p><u>記名被保険者が事故を認識した後</u></p>	
普通保険約款の規定	読替前	読替後											
<p><u>第5条（保険責任の始期および終期）（3）、第10条（通知義務）（4）および（7）ならびに第18条（重大事由による解除）（3）</u></p>	<p><u>発生した事故</u></p>	<p><u>記名被保険者が認識した事故</u></p>											
<p><u>第6条（告知義務）（3）③</u></p>	<p><u>事故による損害の発生前</u></p>	<p><u>記名被保険者によって事故が認識される前</u></p>											
<p><u>第6条（4）、第10条（4）および（7）ならびに第18条（3）</u></p>	<p><u>事故による損害の発生後</u></p>	<p><u>記名被保険者が事故を認識した後</u></p>											

介護サービス事業者賠償責任保険（特定感染症対応費用担保特約条項（介護サービス事業者特別約款用））

改定前			改定後
<u>変更特約の規定</u>	<u>読替前</u>	<u>読替後</u>	
<u>第2節第1条（保険料の払込方法等）（2）、第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）（1）および第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）</u>	<u>生じた事故</u>	<u>記名被保険者が認識した事故</u>	
<u>第2節第1条（3）②および（4）①ならびに第4節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）（1）①、②および（2）</u>	<u>事故の発生の日</u>	<u>記名被保険者が事故を認識した日</u>	
<u>第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）（2）および第4節第4条（3）</u>	<u>発生した事故</u>	<u>記名被保険者が認識した事故</u>	
<u>第4節第4条（5）</u>	<u>事故が発生した</u>	<u>記名被保険者が事故を認識した</u>	
<u>第4節第4条（5）③</u>	<u>事故の発生の日時</u>	<u>記名被保険者が事故を認識した日時</u>	
<u>第6条（普通保険約款等との関係）</u>			<u>第5条（普通保険約款等との関係）</u>

介護サービス事業者賠償責任保険（特定感染症対応費用担保特約条項（介護サービス事業者特別約款用））

改定前	改定後
この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および <u>介護サービス事業者</u> 特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。	この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。